

消費税の引上げに伴う地方消費税交付金(引上げ分)の財源充当について

(平成30年度決算)

引上げ分に係る地方消費税交付金は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされていることから、以下の経費へ充当します。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 98,383 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県 支出金	町債	その他	社会保障 財源分の 市町村 交付金	その他
社会 福祉	障害者福祉事業	408,713	256,775	13,400		10,251	128,287
	高齢者福祉事業	45,955	914	400	7,362	2,758	34,521
	児童福祉事業	167,223	81,051	15,200	25,516	3,363	42,093
	母子福祉事業	2,139		1,800		25	314
	小計	624,030	338,740	30,800	32,878	16,397	205,215
社会 保険	介護保険事業	371,678	2,679		9,536	26,597	332,866
	国民健康保険事業	212,602	79,164			9,873	123,565
	小計	584,280	81,843	0	9,536	36,470	456,431
保健 衛生	高齢者医療事業	352,545	61,561			21,530	269,454
	病院事業	292,230			10,000	20,883	261,347
	疾病予防対策事業	46,205	2,848		2,095	3,053	38,209
	医療提供体制確保事業	2,170		1,500		50	620
	小計	693,150	64,409	1,500	12,095	45,516	569,630
合計		1,901,460	484,992	32,300	54,509	98,383	1,231,276